

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る申請手続きについて

加古川市へ例外給付の申請が必要な場合は、下記を参照の上、手続きを行ってください。申請手続きが必要かどうかは、別紙の表を参考にしてください。

### 1. 例外給付とは

要支援1・2及び要介護1（ただし、自動排泄処理装置については、要介護2・3の被保険者も含む）の被保険者に対する下記の福祉用具貸与については、原則として保険給付の対象外となっています。ただし、厚生労働省が示した状態像に該当する場合は、例外的に保険給付が認められます。

### 2. 対象となる福祉用具

#### ○要支援1・2及び要介護1の者

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」  
「認知症老人徘徊感知機器」「つり具部分を除く移動用リフト（昇降座椅子を含む）」  
「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

#### ○要介護2及び要介護3の者

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

### 3. 例外給付の対象となる要件

- (1) 直近の認定調査結果により、別紙表1の状態像が確認できる場合  
→申請書の提出は不要（6. 福祉用具貸与の実施へ進む）
- (2) (1)に該当せず、別紙表2の状態像に該当することを書面等で確認することにより、貸与可能と判断できる場合  
→申請書の提出が必要（4. 申請手続きへ進む）

### 4. 申請手続き

- (1) 福祉用具貸与例外給付申請書
- (2) 該当する状態像について記載のある医学的な所見を示す書類（次のいずれか）
  - ・主治医意見書
  - ・医師の診断書等
  - ・「サービス担当者会議の要点」や介護予防支援経過記録に、介護支援専門員が聴取した医師の所見が記載されているもの

※いずれの書類も、福祉用具貸与の必要性・福祉用具の種類・医師の氏名等が記載された書面に限ります。
- (3) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることがわかる書類の写し
  - ・要介護の場合：居宅サービス計画書（1）・（2）  
サービス担当者会議の要点  
居宅介護支援経過記録
  - ・要支援の場合：介護予防サービス・支援計画書（1）・（2）  
介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）  
※サービス担当者会議の要点を別紙に記載した場合は別紙も必要

#### 《提出先》

加古川市 介護保険課（※各市民センターでは受付できません。）

#### 《提出期限》

保険給付を開始しようとする月の末日までに必要な書類を提出してください。

※認定結果が判明していない場合でも、暫定ケアプランが作成されている場合は、まずは申請書のみ提出してください。

※給付開始日の遡及は、できません。

やむを得ない事情がある場合は、事前に介護保険課へ相談してください。

## 5. 認定通知と有効期間

提出された書類を確認し、後日認定通知書を居宅介護（介護予防）支援事業所に郵送で通知します。例外給付認定有効期間は、申請日の属する月の初日から要介護（要支援）認定期間の終了日までとします。（申請日の属する月の初日に居宅サービス契約がない場合は、居宅サービス開始日からとなります。）

※有効期間終了後も例外給付を継続する必要があるときには、初回の申請と同様の手続きにより、継続申請を行ってください。

## 6. 福祉用具貸与の実施

- (1) ケアマネジャー等はケアプラン（介護予防ケアプラン）を確定し、利用者に説明した上で同意を得て当該ケアプランを交付する。
- (2) ケアマネジャー等は福祉用具貸与事業所にケアプラン（介護予防ケアプラン）を交付するとともに、市から通知された例外給付認定有効期間、福祉用具の種類等、貸与に必要な情報を提供する。
- (3) 福祉用具貸与事業所等は利用者の状態像に適した福祉用具を保険対象として貸与する。
- (4) 福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング・介護予防ケアプランの評価等によって、その必要性を見直し、その結果を記録する。

※あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行ってください。

※事後に行われた市の実地指導及び監査等によって、適切に給付が行われていないことが判明した場合は保険給付の返還対象となります。

## 7. 再度の申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、介護保険課へ申請を行ってください。

- (1) 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
- (2) 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

**軽度者例外給付の対象となる要件**

**表1 《 例外給付が認められる状態像 》**

対象外種目	給付が認められる状態像	調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者  (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7歩行「3. できない」  基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、ケアマネジャー等が判断する)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者  (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4起き上がり「3. できない」  基本調査1-3寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査2-2移動「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)(※昇降座椅子を含む)	次のいずれかに該当する者 ※昇降座椅子については(2)に該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者  (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8立ち上がり「3. できない」  基本調査2-1移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」  基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、ケアマネジャー等が判断する)
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者  (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6排便「4. 全介助」  基本調査2-1移乗「4. 全介助」

**表2 《 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像 》**

<p>(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「例外給付が認められる状態像」に該当する者</p> <p>(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の「例外給付が認められる状態像」に該当するに至ることが確実に見込まれる者</p> <p>(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「例外給付が認められる状態像」に該当すると判断できる者</p>
--